

百条委員会において指摘された県職員の行動等を検証する委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、平成17年6月定例会において設置された県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会(以下「百条委員会」という。)の調査によって明らかになった県職員の行動等に関して、県としての対応を決定する際の参考とするため、第三者的な立場で検証を行う委員会を設置する上で必要な事項を定める。

(職務)

第2 百条委員会で調査対象となった県職員の行動等に関して、法律的な問題点を中心に検証し、県に対して助言を行う。

(組織)

第3 委員会は、委員4名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、副知事が委嘱する。

(1) 法律問題に関して専門知識を有する者

(2) 社会問題に関する高い問題意識と調査能力を有する者

(会長等)

第4 委員会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、参考人として委員以外の出席を求め、事情聴取することができる。

(守秘義務)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成18年4月26日から施行する。